

中古散文資料における

「ナーソ」・「ーナ」の差異について

細川英雄

一はじめに

本稿は、中古の禁止表現である「ナーソ」・「ーナ」の二つの表現形式の表現上の差異について論じようとするものである。

「ナーソ」・「ーナ」の表現上の差異については古く富士谷成章以来諸説あるが、本稿では、中古の和文系仮名書き散文資料において、「ナーソ」は婉曲・懇願というよりは、むしろ当時の禁止表現として広く用いられていたのではないかという私見を述べ、その際に「ーナ」が「ナーソ」と比較して話し手の感情を反映した強い禁止であることを指摘したいと思う。

二 従来の諸説について

二・一 成章説とその展開

すでに知られているように「ナーソ」・「ーナ」の差異についての従来の説は富士谷成章が『あゆひ抄』（安永二年（一七七三））において、

〔何な〕何は事里言同じ、ひとへにかたくいさめたる心なり
〔な何そ〕何は事往也「何な」といさむるよりは心ゆるし。
と記述したことにはじまる。成章の示した具体例は次のようなものである。

「何な」と「な何そ」とは、おほむね勿莫のもしの心に似たるへし。たとへばとゞまるへき人のゆくをいさむるは、ゆくななり。東にゆくへき人の西に行をいさめ、あすゆくへきにけふゆくをいさむるたくひは、なゆきそなり。又古今にべかすかのはけふはなやきそ若草のつまこもれり我もこもれりとあるに。しなかとりにへわか草のいもよのりたりやわれものりたりや舟かたふくなへとあるはにたる心にていさむる詞かれこれたかひめあるをおもふへしへ船かたふくなは只今のりたる船にさしつけていさむる詞也、けふはなやきそはあすをもこめていさむるにはあらす。二の詞ゆるかすへからぬことかくのことし（一・禁屬）

成章によれば、「どゝまるへき人のゆく」のを禁止する場合は「行くな」であり、「東にゆくへき人の西に行」へのや「あすゆく

「べきにけふゆく」のを禁止する場合は「な行きそ」であるということになる。この具体例から考へると、「一ナ」はいかなることをも許容しない全面的な禁止、「ナーソ」は二者择一の際などに一方を不可とする部分的な禁止というようく成章が両者の差異を見ていくよりも思われるが、はじめに挙げた「ひとへにかたくいさめたる心なり」と「何な」といさむるよりは心ゆるし」の記述からも言えるように、成章は「一ナ」を強い禁止、「ナーソ」を「一ナ」よりは弱い禁止と漠然と考えていたようにも思われる。つまり、禁止の強弱による漠然とした差異の一面向的なあらわれとして全面禁止と部分禁止の例を示したものであり、この全面禁止・部分禁止という差異が「一ナ」「ナーソ」の表現上の差異のすべてであると考えられる。

しかし、成章・御杖の時代はすでに「ナーソ」は日常口語では用いらなかつたはずであり（成章自身が「一ナ」の頁にわざわざ「里言同」としたことからもわかる）、「あゆひ抄」に具体例として示された「古今集」や神楽歌の用例も口語資料として扱うには問題の多いものであるところから、成章説をそのまま採ることはできない。

このような意味で、松尾捨治郎氏が「之（注：「ナーソ」と「一ナ」）を区別しようとする、富士谷父子の説は熟考の価値はあるが、精細に過ぎて却つて正鶴を失したやうである」と結論づけられたことも一面では受け入れるべきとも思われるが、同一時期に異なる表現形式が存在する以上、そこに何らかの表現上の差異があると考へることの方が言語の歴史という点から見てもより自然

ではあるまい。

このように成章説に多くの問題が存することは明らかであるが、基本的には成章の指摘に基きつつ、これを足がかりとして「ナーソ」・「一ナ」の表現上の差異について再検討してみたいと思う。

二・二 大野晋氏の説について
一方、「ナーソ」・「一ナ」の差異は、身分上下関係によつて使い分けがあるという説を大野晋氏がたてられている。

大野氏の説は、「一ナ」を上下間の差のある絶対的禁止、「ナーソ」を上下関係にとらわれない謗えにちかい勧誘的な禁止であることを「源氏物語」を資料として規定したものである。

「な」と「な……そ」の相違は、使われた場合の対人関係に基づいて「な」は上下の差のある絶対者的な禁止表現、「な……そ」はこれに反して、禁止ではあっても、謗えにちかい勧誘的禁止ともいえばよいのではないかと思ふ。

この規定はこれまで漠然と考えられてきた「ナーソ」・「一ナ」の表現上の差異についてたいそう実証的な方法によつて帰納した結論であり、きわめて画期的な説であるとすることができる。しかし、禁止が否定命令として一種の命令表現である以上、かりに「ナーソ」を「謗えにちかい勧誘的な禁止」であるとしても、身分的に「下→上」という関係において「命令」というものは成り立つにちいのではなかろうか。

このような対人関係の規定においては場面的な状況をより具体的にまた広範囲に示すことが必要かとも思われる。

また、性別による「ナーソ」・「一ナ」の使い分けを示された

も大野説の特色の一つである。

「万葉集」(「日本古典文学大系」)の頭注(九〇ページ)に

な……そ……單に……ナ、またはナ……という表現より優しい氣持を表わすらしい。平安時代では女は……ナと断止する禁止表現を用いず、ナ……ソという。

という解説が見られ、また『岩波古語辞典』の「基本助詞解説」には、この性別による「ナ……ソ」「……ナ」の使い分けがやや詳しく述べられている。⁽⁵⁾

本稿では、以上のように成章によつてはじまり、大野氏によつて展開された「ナ……ソ」「……ナ」の表現上の差異について、対人関係による使い分けに焦点をあてつつ、中古の和文系仮名書き散文を資料として共時的に考察を進めていくことにする。

表現形式 資料種類	ナ ー ソ	一 ナ	計
竹取物語	a 9	2	11
	b 0	0	0
土佐日記	a 1	0	1
	b 0	0	0
伊勢物語	a 1	0	1
	b 3	2	5
大和物語	a 7	3	10
	b 2	4	6
	c 1	0	1
蜻蛉日記	a 7	2	9
	b 4	2	6
	a 50	13	63
落窓物語	b 0	0	0
	a 14	5	19
	b 2	1	3
枕草子	c 1	0	1
	a 83	55	138
	b 9	9	18
源氏物語	c 2	0	2
	a 0	3	3
	b 0	0	0
更級日記	a 23	3	26
	b 0	0	0
夜の寝覚	a 21	10	31
	b 3	1	4
	c 1	0	1
計	244	115	359

表 1

三 「ナ……ソ」「……ナ」の分布

中古の和文系仮名書き散文資料における「ナ……ソ」「……ナ」の用例の分布を見てみると、全般的な傾向としては、周知のように「ナ……ソ」の方が「……ナ」よりも優勢である。(表1参照)

ということは、いまでもなく禁止表現として「ナ……ソ」の方が「……ナ」よりも多用されていたことを示すものである。この一見看過されがちな文献上の言語事実は「ナ……ソ」「……ナ」の表現上の差異を知る上できわめて重要な事柄ではないかと思われる。

* aは会話文、bは和歌・歌謡、cは会話文中のゴシック部分が本稿で検討する用例の数値。cは会話文中の用例ではあるが、省略表現等のために変形した表現形式となつてゐるもの。

四 身分関係と場面的状況

まず話し手と聞き手の身分上の上下関係が「ナーソ」「ーナ」にどのように反映しているかを表2によつて検討してみよう。

- * 表中の「上」「下」は話し手と聞き手の相対的身分関係をあらわし、↓は会話の方向を示す。
- * 表1のaの会話文のみを検討の対象としている。

表現形式 関 資 料	ナ ー ソ			一 ナ			計
	上 下	対 等	下 上	上 下	対 等	下 上	
竹取物語	9			9	2		2 11
土佐日記			1	1			0 1
伊勢物語		1		1			0 1
大和物語	3	3	1	7	3		3 10
蜻蛉日記	3		4	7	2		2 9
落窓物語	41		9	50	10	3	13 63
枕草子	13	1		14	4	1	5 19
源氏物語	70		13	83	51	1	55 138
更級日記				0	1	2	3 3
夜の寝覚	20		3	23	2	1	3 26
狹衣物語	19		2	21	9	1	10 31
計	178	5	33	216	82	4	96 312

表 2

表現形式	身分関係		計
	上 下	下 上	
一 ナ	82 (85%)	178 (83%)	33 (14%)
ナ ー ソ	10 (10%)		216
	96		

表 3

表2から「下→上」の場合は「ナーソ」の方が、「上→下」の場合は「ーナ」の方が用例数が多いことがわかる。特に「ーナ」に「下→上」の用例が一〇例しか見られない現象は注目に値いしよう。この点においては大野説の対人身分関係による使い分けがある程度認められよう。しかし、これを全体的な用例の分布という点から見ると、次の表3のようになっている。

右の表3からわかるように、「ナーソ」・「ーナ」の身分関係による使い分けの差がそれほど有意なものと言えるかどうかは疑問である。むしろ全体の分布から考えれば、「ナーソ」・「ーナ」の両方において「上→下」の表現がその八割以上を占めている点により注目すべきであり、「ーナ」に「下→上」の例が少ないと同様、「ナーソ」においても「下→上」はきわめて少ないとするところの方が妥当ではあるまい。

以上のような解釈から個々の用例の場面とのかかわりを検討してみよう。まず、表2の「下→上」の表現を拾つてみると、話し手が聞き手よりも身分的には下位であつても精神的あるいは場面的には何らかの形で優位に立つている例などが共通して見られることがわかる。「ーナ」の「下→上」の表現一〇例は次のとおり

である。

「どうれしづの給ひしかばなん。これ北の方の見給はざらむ間に奉り給へ。ゆめ／＼けしき見え奉り給ふな。」
（あこぎ→遣戸口におきて、とかうしておさへわななきゆて、これあけさせ給ふなど願をたつ。）
（姫→神仏）

（落窓・二）
（同・二）
（枕・職の御曹司におけるします寅、西の席にて）

今よりかゝる事の給ふな。君のおぼしたる事いとはづかしくいとほし。
（帯刀→右近少将乳母（帯刀の母））
（同・二）

「白山の觀音、これ消えさせ給ふな」といのるも、ものくるはし。
（作者→觀音）

（枕・職の御曹司におけるします寅、西の席にて）

あなかしこ、物のついでに、いはけなくうちいで聞えさせ給

ふな。
（少納言乳母→紫上）
（源氏・若紫）

殿はことざまにおぼしなる事おはしますとも、さやうにおぼ

し麻がせ給ふな。
（宰相君→雲居雁）

（同・乙女）

ゆめ、御宮仕のほどに、人ときしろひ疎む心つかひ給ふな。

（物怪→源氏）
（同・若菜下）

こゝはけしきある所なめり。ゆめ寝ぬな。れうがいのことあ

らむに、あなかしこ、をびえさはがせ給な。息もせで臥させ

給へ。
（家来→作者）

（更級日記・初瀬）

「もゝしきを昔ながらに見ましかばと思も悲し賤のをだまき

いふなゆめ」
（夜の寝覚・三）

右の用例一〇例のうち、二例は神仏に対する祈願の表現で、一

応（下→上）の関係をあらわす表現とみるが、こうした祈願の表現は、「ナーノ」には見られないものである。

この二例を除いた他の用例に共通する点は、いずれも身分的には（下→上）の関係の表現ではありながら、場面的には（上→下）的なニュアンスがこめられている点である。

たとえば乳母から若君・姫君への教訓的・訓戒的な会話であつたり、あるいは『源氏物語』中の物怪の言葉であつたりといふように、身分的には（下→上）であつても、場面的な状況は（上→下）的な様相を呈していると言うことができる。

次に「ナーノ」の（下→上）の場合の用例三〇例のうち、いくつかを取り出して見てみよう。

おほ方はなおぼしそ。かくてのみ止みたまふべき御身にもあらす。
（家人→主人（女））

（母）

なを、年のはじめに、はらたちなそめそ。
（侍女たち→道綱母）

（蜻蛉・天禄・二）

けしからず。今はかけてもかゝる事なの給ひそ。
（落窓→大将殿）

（落窓・四）

さあれ、今はなおほしそ。御婿ども多かり。なほ御心つかひ給へ。
（女房たち→北の方）

（同・三）

かかる御事なくてだに、思ひ放ち聞えさすべきにもあらぬを、

まして心の及ばむに従ひては、何事も後見聞えむとなむ思ひ聞え給ふ。更にうしろめたくな思ひ聞え給ひそ。
（源氏→六条御息所）

見苦しからむ事などは、老いしらへる女房などして、つづま

ず教へさせ給ひて御覽ぜよ。若き人々のことぐさには、な笑

はせ給ひそ。うたてあはつけきやうなり。
（頭中將→弘徽殿）

女御)

(源氏・常夏)

宮の御事を、からくはいかが聞ゆる。おそろしう、人聞きかた
はにな宣ひなしぞ。(木工君→黒北の方)(同・真木柱)
かくおぼし構ふる心の程をも、いかなりけるとかは推し量り
給はむ。なほいとくおどろくし、心憂くな取り集めまと
はし給ひそ。(大君→薰)
(同・総角)

かくな思召しそ。安らかに思しなせとてこそ聞えさせ侍れ。

(右近→浮舟乳母子)→浮舟
(同・浮舟)

さるやうこそは侍らめ。人憎くはしたなくもな宣はせそ。

(大輔君→中君女房)→中君
(同・東屋)

よその覚えは、父なき人はいと口惜しけれど、さがなき繼母に

憎まれむよりは、これはいとやすし。ともかくもし奉り給ひ
てむ。なおぼしつくせそ。(浮舟乳母→浮舟)(同・東屋)

うたておそろしきまでな聞えさせ給ひそ。何事も御宿世にて
こそあらめ。(侍従→右近)
(同・浮舟)

世の常に疎々しくなもてなし聞え給ひそ。(女房達→中君)

(同・早蕨)
あが君、ゆめ、おはしまさむと、な思しがけそ。(宰相→君

大納言)
さらば、なくなり給ひそ。(夜の寢覚・二)
はんこそ、後めたう侍らめ。(乳母→飛鳥井)(狹衣・一)

以上の例からも、「ナーソ」の身分的には確かに「下→上」の
表現である場合も、その場面的状況を考えてみると、やはり身分
の上下関係では捉えきれないものがあることがわかる。

乳母や女房が姫君・北の方・主人に対していさめ教えさとす表

現や相手を強く励ます叱咤激励の表現など「一ナ」の場合に見られたのと同様、「ナーソ」においても身分的には「下→上」の関係であつても、実際の会話の場面的状況は「上→下」的なニュアンスで描かれている。

以上のことから「ナーソ」・「一ナ」の表現形式において、その多く(約八〇%)は「上→下」の身分関係において用いられており、例外的な「下→上」の身分関係において用いられる例も、場面とのかかわりを考慮に入れると、これまで見たように「上→下」的なニュアンスを持つ表現であることがわかる。

ということは、「ナーソ」・「一ナ」の表現形式による禁止は、常に「上→下」あるいは「上→下」的表現においておこなわれているということになる。とするならば身分関係によって両表現形式の差異を規定しようとするにはやや無理があるのではないか。どううか。

すなわち「ナーソ」・「一ナ」の表現形式による禁止は話し手が相手の動作を直接的に否定する、いわば広義の命令表現であり、命令的な機能を有する以上、基本的には「上→下」あるいは「上→下」的関係において機能すると考えるべきではなかろうか。

また身分の上下関係による使い分けということを考える以上、当然敬語との関連にもふれておかなければならないだろう。

此島正年氏は、この点について

禁止の意の強弱の差は、あるいは表現の相手に対する待遇意

識と関係しあしないかと思ふ、源氏の用例について調べてみたところ、「なーそ」が尊敬動詞に用いられた例は九三のうち六四で六九パーセント、「な」が尊敬動詞を受ける例は五九のうち三三で五六パーセントという数が出た。「なーそ」のほうにやや尊敬動詞の多い感じがするが、有意的差といえるかどうか。

のように述べられている。「ナーソ」の方に尊敬動詞がやや多く見られるという現象は、『源氏物語』にかぎらず、本稿の資料でもほぼ共通したものである。

しかし、前に述べたように全体の分布から見ると「下→上」の関係は「ナーソ」の方にやや多く見られること、また用例はすべて会話文中のものであること、そして今まで述べてきたように全体的には「上→下」的表現として考えられることなどの点から、尊敬語のあらわれ方からそのまま「ナーソ」「ーナ」の表現上の差異を帰納することは困難であるように思われる。

現代語においても一般的に尊敬語の命令形の場合の敬意が低くなることはすでに指摘されており⁽⁸⁾、また身分的に下位の者の行動を尊敬語で表現したりすることが「喚びかける言語行動」に多くの認められることが注目されている。このような指摘から考えれば、命令形はいわゆる未然・連用・終止・連体・已然・命令の六つの活用形の中でも常に表現主体の主觀に基くものとして他の活用形と区別することができ⁽⁹⁾、またその際に命令・勧誘・願望などの広義の命令表現は待遇表現の体系的な位置づけの上で大きな問題を有していることとも深く関連していると思われる。

したがつて、この場合、否定の命令である禁止の「ナーソ」、「ーナ」においては、尊敬語の敬意が地の文に見えるような形で表現形式の上に反映するとは考えられないわけであり、「ナーソ」、「ーナ」の差異という観点からではなく、むしろ命令表現全体の待遇的問題として捉えなおすことによって明らかになる事柄であろうと思われる。

五 性別による使い分けについて

「11 従来の諸説について」で簡単に述べたように、「ナーソ」、「ーナ」の差異を性別による使い分けにあるとする考え方がある。『岩波古語辞典』の「基本助詞解説」(一四五八ページ)には次のように述べられている。

「な（禁止）禁止の副詞「な」の文末に置かれるものと起源的には同一である。平安時代には漢文訓読にも用い、男子の上位の者が下位の者に對して用いる禁止表現となり、平行して行なわれた「な（副詞）…そ」が女子の用いる、また女子に對して用いる優しい禁止表現であるとの相違があった。

しかし実際の性別による使い分けを見ると必ずしも右の記述のようく考へられない面が多く見られるのである(表4参照)。右の『岩波古語辞典』の指摘のように、「ナーソ」の場合、その話し手聞き手のいずれか一方が女性であることを条件とするならば、例外は「男→男」二一例である。

「人のそりや負ひそ。さ思ふやうあり」との給ふ。〈父の右（落葉・二）〉

「人のため恥ぢがましき事なく、いつれをもなだらかにもてなしして、女の恨みな負ひそ」と宣はするに、「桐壺帝→源氏」

(源氏・葵)

右に示したような〈男→男〉の例外(二一六例中二一例)はどうに考へるべきであろうか。全体の約一割に過ぎない例外であるが、この例外の説明がつかないかぎり、「ナーソ」を「女子の用いる、また女子に對して用いる」表現として規定することは困難なのではなかろうか。

「一ナ」の場合、『岩波古語辞典』の「男子の上位の者が下位の者に對して用いる禁止表現」とする規定は、聞き手(被禁止者)をも男子としているのか、あるいは男女を問わず、「下位の者」としているのか、表現上、やや明確さを欠いているが、もし、「下位の者」を男子に限定しているとするならば、表4の〈男→男〉の例は九六例中二〇例のみであり、他の七六例は条件にあてはまらないことになってしまふ。したがつて「男子の上位の者が下位の者に對して」という記述の解釈としては、〈男→男・女〉で、しかも〈上→下〉の関係で用いられている場合となろう。

このような観点から「一ナ」を捉えなおしてみると、〈男→男〉二〇例・〈男→女〉五四例、計七四例が「男子の上位の者が下位の者に對して用いる禁止表現」としての「一ナ」の条件にあてはまるところになる。しかし、「一ナ」には、實際には〈女→男〉一一例・〈女→女〉八例が存在しているのである。

御達 北の方に「かくなん」ときこゆれば、「あなかま。落窪

の君に聞かすな。心おこりせんものぞ。(略)」へ北の方→女

房達

「いとうれしくの給ひしかばなん。これ北の方の見給はざら

(落窪・一)

表現形式 話 し 手 き 聞 手	ナーソ						一 ナ				計	
	男 → 男	男 → 女	女 → 男	女 → 女	他	小 計	男 → 男	男 → 女	女 → 男	女 → 女	他	
	資料											
竹取物語	1	4	2	2		9	2					2 11
土佐日記					1	1						0 1
伊勢物語			1			1						0 1
大和物語	1	1	3	1	1	7		2	1			3 10
蜻蛉日記		2	3	2		7			2			2 9
落窓物語	6	16	14	12	2	50	5	2	2	3	1	13 63
枕草子	0	5	3	5	1	14	1	2			2	5 19
源氏物語	11	43	9	20		83	12	38	2	3		55 138
更級日記						0		2		1		3 3
夜の寝覚	2	12	6	3		23		2	1			3 26
狹衣物語	0	3	2	14	2	21		6	3	1		10 31
計	21	86	43	59	7	216	20	54	11	8	3	96 312

表 4

む間に奉り給へ。ゆめくけしき見え奉り給ふな」「あこぎ

いて考えなければならないと思われる。

→三郎君)

(同・二)

うたてある思ひやりことなれど、かけてさやうの世づいたる筋におぼし寄るな。〔六条御息所→源氏〕（源氏・満標）

「同じ君とこそ頼み聞えさせつれ。口惜しく渡らせ給ふこと。殿はことざまにおぼしになる事おはしますとも、さやうにおぼし磨かせ給ふな」〔宰相(夕霧の乳母)→雲居雁〕（同・乙女）

以上のように見てくると、『岩波古語辞典』で指摘されたような性別による「ナーソ」・「ーナ」の使い分けは、蓋然性としては考えられるものの、使い分けとして規定すべきものではないと思われる。

ただし、話し手が女性の場合に限ってみると、「ナーソ」では「女→男」四三例・「女→女」五九例の計一〇二例あるのに対し、「ーナ」では「女→男」一一例・「女→女」八例の計一九例ときわめて少なく、この限りにおいては話し手が女性の際には「ナーソ」の方が多用されたとができるよう。ということは、いうまでもなく「ーナ」が女性に好まれなかつたことを示すわけであり、ものやわらかな表現を好みの女性の一般的傾向が、強い禁止である「ーナ」を使用忌避へ導いたと考えることができよう。

したがつて、結果的に上下関係や性別の上で、使い分けがあるように認められるのは「ナーソ」・「ーナ」の表現性の相違ゆえであり、上下関係や性別などを両表現の使い分けの原則とすることは、論理的には逆を行くことになつてしまつわけである。ここでは、なぜそのような相違が見られるのかという表現上の差異につ

六 「ーナ」の表現性について

身分の上下関係による規定および性別による規定が困難であることが判明した段階で、もう一度形態的な側面から「ナーソ」・「ーナ」について考えなおしてみよう。特に、ここでは禁止(否定)とともに用いられる副詞と感動詞に焦点をあてて考えてみる。

この点についてはすでに根来司氏による指摘があるが、本稿ではこの現象を「ナーソ」と「ーナ」の差異という観点で捉え、もう少し具体的に検討してみたいと思う。(表5 参照)

まず禁止(否定)と共に呼応して用いられるいわゆる陳述副詞に「ゆめ」・「ゆめゆめ」があるが、「ナーソ」・「ーナ」の同一文脈上で共に用いられているものを見てみると、ほとんどが「ーナ」

表現形式 諸 語 料 資	ナーソ		ーナ		計
	ユメ	・	ユメ	ユメ	
竹	取				0
土	佐				0
伊	勢				0
大	和	1		3	4
蜻	蛉				0
落	窪		1	3	5
枕		1			1
源	氏		1	5	9
更	級			1	3
夜	の寝	1		2	3
狹	覚			1	6
計		3	2	15	31

表 5

と共にあらわれてゐる。

これ北の方の見給はざらむ間に奉り給へ。ゆめ・く・けしき見

え奉り給ふな。（あこぎ→三郎君） （落窓・二）

ゆめ、御官仕のはどに、人ときしろひ疎む心つかひ給ふな

（物怪→源氏）

また「あなかしこ」・「あなかま」のように感動をあらわす「あ

な」をともなう場合も「一ナ」に集中しているとみてさしつかえ

ない。

あなかま、落窓の君に聞かすな。心おごりせむものぞ。北

の方→女房達） （落窓・一）

あながしこ、物のついでに、いはけなくうやいで聞えさせ給

ふな。（少納言乳母→紫上） （源氏・若紫）

これらの「ゆめ」「ゆめゆめ」「あな」と「一ナ」の関係に対し
て、これらの諸語をともなう「ナーソ」の五例は次のとおりであ

る。

今はいなん。ゆめ此たびにたり、人にかくな。すべて忘れ

じ。（女→男） （大和・附載説話）

あながしがまし。いたくないひしぐめぞ。誰も／＼皆貧しけ

れば言ふにこそあらめ（北の方→人々） （落窓・四）

いみじう隠させ給ひし事なり。ゆめゆめまろが聞えたると、

な口にも。〈右京の君→作者〉 （枕・御前にて人々とも）

あながしこ、あだにな。〈惟光→弁〉 （源氏・葵）

あが君、ゆめ、おはしまさむと、な思しかけぞ。〈宰相君→
大納言〉

（夜の寝覚・二）

以上の例からわかるように、「ナーソ」に「ゆめ」・「ゆめゆめ」・「あな」がともなわれる場合は比較的まれであり、しかも五例のうち三例は「一ソ」の部分が省略された表現においてあらわれているのである。

このような現象から考へると、「ゆめ」・「ゆめゆめ」・「あな」などの語は「一ナ」の形式とともに頻繁に用いられているとしてさしつかえないようであり、これら諸語のあらわれ方に今見たようなかたよりがある以上「ナーソ」と「一ナ」にはやはり一線を画すべき表現上の差異があると見た方がよいと思われる。

この場合「ゆめ」・「ゆめゆめ」は強意をあらわし、「あな」は話し手の感動をあらわすところから、否定と呼応するかたちで、「決して……（ない）」等と口語訛されることが多いわけで、一応「一ナ」による禁止を強調するものと考えてよいと思われるが、その際には「一ナ」との関係も考へておく必要があろう。

つまり、そのつながりが當時の人々にとって強=強であったのか、強=弱であったのかといふ問題である。「一ナ」が強い禁止の意を有していたのならば、諸語は二重の強調の意で付加されたものであろうし、「一ナ」がそれほど強い禁止をあらわしていないとすればその弱さを補強して強い禁止として表現するために諸語は用いられたと考えることになろう。

わたくしはこの場合前者を支持したいが、これはむしろ「一ナ」の表現がこれら諸語を必要としてより強い禁止表現を形成していくものと思われ、これら諸語が「ナーソ」にではなく、「一ナ」の表現形式の中にあるあらわれたことに注目しておきたいと思う。

以上の副詞・感動詞と「一ナ」との相関関係は、前に述べたよ

うに、「ナ一」・「ナーソ」の表現上の差異が身分関係や性別によつては捉えられないと関連して、「一ナ」が強い禁止であることを支持するものであり、この禁止の強さが、現象的にたとえば女性の表現ではあまり好まれなかつたり、また特定の副詞や感動詞のあらわれ方のかたよりとして文脈の上であらわれてきたわけである。

したがつて、この「一ナ」の禁止の強さは、いうまでもなく表現者の意志によるものであり、その意味で「一ナ」は、話し手の感情による強い禁止を有する表現であると規定することができよう。

七 「ナーソ」・「一ナ」の差異

以上のような「一ナ」の強い禁止の意に注目しながら、その用例を検討し、話し手の表現意図によって分類を試みてみると、「一ナ」の表現のはほとんどが強圧・祈願・嘆願・教訓・訓戒などの意味に入り、いずれも話し手の強い禁止の感情をあらわしていることが明らかになる。

(1) 強圧

此玉取りえでは家にかへりくな。
（大伴のみゆきの大納言→家人）
運びたらん物失ふな。たしかに返さん。
（竹取・龍の首の玉）

（落窓・三）

ゆめ、その人にまろありとのたまふな。
（薫→弁ら）

（源氏・宿木）

この場合が「上→下」の典型的な例となる。

② 祈願

これあけさせ給ふなと願をたつ。
（姫→神仏）（落窓・一）
白山の観音、これ消えさせ給ふな。
（作者→神仏）

（枕・職の御曹司におはします頃、西の廻にて）

祈願の場合は、対象が「神仏」であるので、しいて上下関係から言えば、「下→上」となる。けれども話し手の強い意志を反映した禁止のために「一ナ」が用いられているわけで、場面的には強い命令であり、強圧の表現とは上下関係においてはちょうど逆の形になるが、同じく強さを要求する点で共通している。

③ 嘆願

ゆめ異男したまふな。我にあひたまへ。
（内舎人→女）

（大和・一六九）

ひとりは世に、おはせじな。さりとも、おのが忌みのうちには給な。
（道綱母→兼家）

（蜻蛉・康保三）

命尽きぬと聞召すとも、のちの事おぼしいとなむな。さらぬ

別れに御心動かし給ふな。
（入道→明石上）（源氏・松風）

祈願の場合は、対象が「神仏」であったのに對し、特にそうした限定なく嘆願する表現となっているものである『万葉集』にも「一タマフナ」の形で身分差のある女性から発せられた相聞の表現がある。

④ 教訓・訓戒

あなかしこ、物のついでに、いはけなくうちいで聞えさせ給ふな。
（少納言乳母→紫上）

（源氏・若紫）

殿はことざまにおぼしなる事おはしますとも、さやうにおぼし
し靡かせ給ふな。〈宰相君→雲居雁〉

(同・乙女)

ゆめ、御官仕のほどに、人ときしろひ疎む心つかひ給ふな。
〈物怪→源氏〉

(同・若菜下)

前に述べたように身分的には〈下→上〉関係における「一ナ」
の用例は、ほとんどこの教訓・訓戒の範疇に入る。「一ナ」の
場合も〈下→上〉関係の用例はたぶんに教訓的・訓戒的であるが、

「四 身分関係と場面的状況」に示した用例からも判断できるよ
うに「一ナ」の表現は相当の強さを伴つて用いられており、教
訓・訓戒といつても、教えさとすような柔かいニュアンスではな
く、強調調子の表現が多いことも見逃がせない。

一方、「ナーソ」は成章の指摘以来やわらかい禁止あるいは婉
曲的な禁止等と言われているが、今まで述べてきたように、その
身分関係においては〈上→下〉の表現が約八割において、その中
には「一ナ」と同じようにななり強い禁止をあらわすものも皆無
とはいえない。とくに身分関係が大きく隔たっている場合などに
「一ナ」の強圧に近い表現も見られる。

我も我もとあやふくおそろしきまでさきに立たんといそぐ
を、「かくないそぎそ」と扇をさし出でて制するに(作者→
供の者)
(枕・見るものは)
「事々しきさきな追ひそ」と宣へば、殊に音もせで入り給ふ。
〈源氏→配下〉

「この尼君はなど逃ぐるぞ」と、追ひつきて走るを、御車を

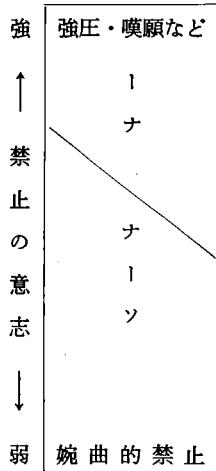
とゞめて、「かうなせそ」といはせ給へば、〈狹衣→隨身〉

(狹衣・一)

しかし、一方では女性に多く用いられるという傾向が見られ、
人にすげさするに、それも急げばにやらん、とみにもさし
入れぬを、「いで、ただなすげそ」といふを、さすがになど
てかと思ひ顔にえ去らぬ、にくささへそひたり。(作者→縫
物をたのんだ人)
(枕・心もとなきもの)

のような婉曲的なニュアンスの禁止をあらわしている場合も多い。

以上のように「ナーソ」の表現性を見てみると、その適応範囲
は「一ナ」と比較してはるかに広く、一概に「一ナ」は強、「ナ
ーソ」は弱、というようには言い切れない面があるよう思われる。
強い禁止という点で特徴的に用いられるのが「一ナ」であるこ
とについては今まで述べてきたとおりであるが、「ナーソ」の場合
には、「一ナ」に近い強い禁止を示すものから、婉曲的な言い回
しまできわめて広く用いられている例が散見し、むしろ禁止とし
ての意味を広範囲に有すると考えられるのである。



したがつて、「ナーソ」・「ーナ」の表現上の差異は、「ーナ」がとくに強い禁止をあらわすことにおいて際立っていることであり、「ナーソ」はこれを含み得る広範囲な禁止の表現であることを指摘したいと思う。右の図は、以上のような「ナーソ」・「ーナ」を表現上の差異を図によつて示したものである。

八まとめ

以上、述べてきたことをまとめると、およそ次のとおりである。⁽¹⁵⁾

「中古の和文系禁止表現において「ーナ」は話し手の感情を反映した強い禁止の意をあらわす。」

「その際に「ナーソ」は当時の禁止表現として広く用いられ、強い禁止から婉曲的なニュアンスの禁止にまで広範囲に使用された。」

三、また「ナーソ」・「ーナ」は場面的な状況を考え合わせると、ほとんどすべてが「上→下」あるいは「下→上」的表現であり、身分関係による表現上の差異の規定は困難である。また性別による使い分けも、女性が「ーナ」を多く用いないといふ一般的の傾向が見られるだけで、截然とした区別は考えられない。

- (3) 松尾捨治郎『国語法論攷』八三〇ページ
(4) 大野晋『源氏物語のための文法』(『解釈と鑑賞』) 24・2 昭34・11)
(5) 「身分上下関係による使い分け」「性別による使い分け」については佐藤宣男氏に次のような指摘がある。
○「なーそ」が男女の別なく、広く用いられるのに対し、「な」は男性に多く用いられる傾向がある。
○「な」は同等以下のものに対して用いられることが多い。「なーそ」は、上位者に対するものに対しても下位者に対しても用いられる。
参考。
佐藤宣男「「な」と「なーそ」」(『文艺研究』63 昭45・1)

- (6) 「ナーソ」・「ーナ」の分布状況については大坪併治『禁止表現法史』(『国語国文』5・10 昭10・9)以来諸氏の指摘がある。拙稿「禁止表現形式の変遷」(『国文学研究』48 昭47・10) 参照

- (7) 此島正年『国語助詞の研究』(桜楓社 昭41) 三八〇ページ
吉田金彦『現代語助動詞の史的研究』(明治書院 昭46)

四九九ページ

- 蜂谷清人「待遇表現の移りかわり」(『新・日本語講座』4 日本語の歴史) 汐文社 昭50)

- (8) 吉田金彦『現代語助動詞の史的研究』(明治書院 昭46)
(9) 塚原鉄雄『敬語』(『コトバの科学』2 中山書店 昭33) 同「卑者に対する敬語」(『平安文学研究』15 昭29・6) (『富士谷御杖全集』5) と述べている。

注(1) 福井久蔵編『国語学大系』15 九九ページ

(2) 富士谷御杖は父成章の説をうけて『俳諧天爾波抄』の中

で「な何そといふは、などばかりいふよりは、一段その事に切なる禁詞なり。されば余をゆるす心はかかるべし」

(『富士谷御杖全集』5) と述べている。

同「中古語」(月刊文法)2・10 昭45・8)

- (10) 命令形の主觀性については、たとえば阪倉篤義『語構成の研究』(角川書店 昭41)八一ページ～八三ページ等にくわしい言及がある。

(11) 宮地裕『文論』(明治書院 昭46)二五四ページ～二五

五ページ

辻村敏樹「敬語と非敬語—敬語研究の問題点ー」(国語と国文学)53・10 昭51・10)

(12) 「国文学(学燈社)」(4・9 昭34・6)一八六ページ

(根来司氏担当執筆)

(13) 「(ー)ソ」を省略した「ナ(ー)」の表現は、「ー」部分を

特に明確しなくても話し手の意志が充分に通じる場面での表現である。注(12)一八九ページ(根来司氏執筆)にも指摘がある。

(14) 抽稿「禁止表現形式の歴史的関係について」(国文学研究)60 昭51・10)

(15) 国語学会研究発表会発表要旨(国語学)108 昭52・3)

参照

* テキストおよび本文中の引用は『源氏物語』は『対校源氏物語新訳』、その他は『日本古典文学大系』による。

* 本稿は「国語学会秋季大会」(昭51・11・6 静岡女子大)の研究発表をもとにしたものである。発表後多くの方々からさまざまな御教示をいただいた。記して謝意を表したい。

* 本誌六十集(昭51・10)掲載の拙稿「禁止表現形式の歴史的関係について」に左記の校正上の誤りがありましたので、おわびして訂正いたします。

ページ行誤

正

56下段 7 「na.」形式は「。na.」形式は

62下段 21 雲たなび(き)雲たなび(き)

63上段 16 「na.」形式を「。na.」形式を

66上段 13 感定して

想定して

「。na.」形式を